

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉資金	福祉費	580万円以内 下記のとおり、資金用途に応じて貸付上限額の目安があります	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間経過後20年以内 下記のとおり、資金用途に応じて償還期間の目安があります
	生業を営むために必要な経費	460万円		20年
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	〔技能を習得する期間が〕 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	〔療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円〕		5年
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	〔介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円〕		5年
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円		7年
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費又は介護費の支払等 ・ 給与等の盗難又は紛失 ・ 火災等被災 ・ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	貸付の日から2月以内	8月以内
教育支援資金	教育支援費	（高校）月3.5万円以内 （高専）月6.0万円以内 （短大）月6.0万円以内 （大学）月6.5万円以内	卒業後原則3月以内	20年以内
	就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		